

平成 2 2 年 度 第 1 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	平成 2 2 年 1 1 月 1 日 (月)
		午前 1 0 時
場	所	大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室

平成 2 2 年 度 第 1 回 大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会 会 議 録

○日 時 平成 2 2 年 1 1 月 1 日 (月) 午前 1 0 時開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室

○委員紹介

○副市長挨拶

○大阪市都市計画審議会についての説明

○議 題 議第152号「大阪都市計画道路の変更について」
議第153号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」
議第154号「大阪都市計画地区計画の変更について」

○出席委員 2 6 名 (欠は欠席者)

会 長	村 橋 正 武	委 員	井 上 英 孝
会長職務代理者	角 野 幸 博		美 延 映 夫
委 員 欠	朝 倉 康 夫		土 岐 恭 生
	石 田 佐恵子		足 高 將 司
	梅 宮 典 子		黒 田 當 士
	嘉 名 光 市	欠	大 丸 昭 典
	上 甫 木 昭 春		柳 本 顕
	正 司 健 一		河 本 正 弘
	中 川 大		西 崎 照 明
	檜 谷 美恵子		奥 野 正 美
	藤 本 英 子	欠	広 岡 一 光
	正 木 啓 子		加 藤 正 武
	松 永 敬 子		神 原 昭 二

欠 南 川 諦 弘

長 谷 正 子

宮 地 充 子

稲 森 豊

○臨時委員 1名 梶 山 善 弘（議第153号）

開会 午前10時00分

○幹事（井上） 長らくお待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成22年度第1回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております、大阪市計画調整局計画部都市計画担当課長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴・報道機関も含めました皆様に申しあげます。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

○傍聴者 すみません。もうちょっと大きい声でお願いします。

○幹事（井上） 失礼いたしました。これで聞こえますか。

報道機関の方に申しあげます。審議中は写真撮影、録音、録画はできませんので、撮影等される場合はただ今の間をお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして委員の方々の異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市会議員の順にご紹介させていただきます。

大阪市立大学大学院文学研究科教授の石田委員でございます。

大阪市立大学大学院工学研究科教授の梅宮委員でございます。

○梅宮委員 よろしく申し上げます。

○幹事（井上） 関西学院大学総合政策学部教授の角野委員でございます。

○角野委員 角野です。

○幹事（井上） 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授の上甫木委員でございます。

○上甫木委員 上甫木です。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 神戸大学大学院経営学研究科教授の正司委員でございます。

○正司委員 正司です。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 京都大学大学院工学研究科教授の中川委員でございます。

○中川委員 中川です。よろしくお願いします。

○幹事（井上） 京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授、檜谷委員でございます。

○檜谷委員 京都府立大学の檜谷です。

○幹事（井上） 京都市立芸術大学美術学部准教授の藤本委員でございます。恐れ入ります。まだお見えになってございません。お越しになりましたら紹介させていただきます。
大阪府道路公社理事長の正木委員でございます。

○正木委員 正木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 龍谷大学経営学部准教授の松永委員でございます。

○松永委員 松永と申します。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授の宮地委員でございます。

○宮地委員 宮地です。よろしくお願いします。

○幹事（井上） ただ今京都市立芸術大学美術学部准教授の藤本委員、お越しになりました。

○藤本委員 おくれまして失礼いたしました。藤本でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 大阪工業大学教授・リエゾンセンター長の村橋委員でございます。

○村橋委員 村橋でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 大阪市立大学大学院工学研究科准教授の嘉名委員でございます。

○嘉名委員 嘉名でございます。よろしくお願いします。

○幹事（井上） 続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。
井上委員でございます。

○井上委員 井上です。よろしくお願いします。

○幹事（井上） 美延委員でございます。

○美延委員 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 土岐委員でございます。

○土岐委員 土岐でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 足高委員でございます。

○足高委員 足高でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 黒田委員でございます。

○黒田委員 黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 柳本委員でございます。

○柳本委員 柳本でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 河本委員でございます。

○河本委員 河本です。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 西崎委員でございます。

○西崎委員 西崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 奥野委員でございます。

○奥野委員 奥野でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 神原委員でございます。

○神原委員 よろしくお願ひします。

○幹事（井上） 長谷委員でございます。

○長谷委員 長谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 稲森委員でございます。

○稲森委員 稲森です。どうかよろしく。

○幹事（井上） なお、本日学識経験者の朝倉委員、及び南川委員、市会議員の広岡委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。まだご出席予定でお越しになっていない方おられますが、また改めてご紹介させていただきます。

また、本日は臨時委員といたしまして、議第153号に関しまして、大阪府都市整備部総合計画課長の梶山様にご出席いただいております。

○梶山臨時委員 梶山でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 続きまして、新たな委員での初めての審議会でございますので、開催にあたりまして森下副市長よりごあいさつ申し上げます。

○森下副市長 おはようございます。大阪市の副市長の森下でございます。大阪市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、大阪市にふさわしいまちづくりのため、また都市計画について、様々な観点からご審議をいただいております。心から厚く御礼を申し上げます。今回新たに委員をお願いいたしました皆様方も含めまして、今後とも適切な都市計画行政の推進を図るため、よろしくご審議賜りますようお願いを申しあげる次第でございます。

皆様よくご承知のとおり、現在、私たちは、人口減少、高齢化、経済のグローバル化など社会経済環境の変化にともなう様々な課題に直面をいたしております。今後とも、こうした課題に適切に対応するため、大阪市といたしましても、この7月、「地域主権の確立に向けた宣言」を公表いたしました。改めて「自治の主役は地域住民である」ということの確認とあわせまして、今求められる自治体の役割として、セーフティーネットの再構築と地域経済に対する公共サービスの提供をお示しいたしました。また、圏域に貢献する自治体として、関西圏の発展に寄与する役割を果たすこととしたところでございます。

さらに、これらの役割を果たしていくため、先月21日には、経済成長戦略の中間取りまとめを公表いたしました。大阪、関西が優位性を有します「集客・観光」、「クリエイティブデザイン」など、四つの分野の振興に重点的に取り組むことといたしました。御堂筋を、デザインストリートとすることを通じまして、世界ブランドに育てていくことといたしました。

これらの施策、目的をよりよく実現していくためには、ソフト施策と連携いたしまして、先人たちが作り上げてまいりました都市基盤をさらに充実発展をさせまして、この大阪に集積されております、多くの有形・無形の資産を活用していくことが不可欠であると考えております。そのため、都市のグランドデザインとして、都市再生緊急整備地域を中心に、経済・産業・文化・学術など高度な都市機能を備えました御堂筋に象徴されます南北軸、また大阪城、中之島から海に至る水と緑、歴史と文化などの魅力を持つ、「海の御堂筋」とも言うべき東西軸を、改めて大阪市が一体となって発展するための骨格として位置づけてまいりたいと考えております。さらに、関西全体の成長・発展に貢献をしていくため、大阪駅周辺と臨海部を重点戦略エリアとして、人材育成や規制緩和に大胆に取り組んでまいりたいと考えております。

そういった意味から、皆様方にご審議を賜ります都市計画は、大阪市はもちろん関西全体が将来にわたりまして発展をしていくための環境づくりにおきまして、大きな位置を占めているものと考えております。

また、本年6月に閣議決定をされました「地域主権戦略大綱」では、都市計画決定に係る基礎自治体への権限移譲の方針も示されており、本審議会の果たす役割は、今後ますます重要になっていくものと考えております。

委員の皆様方には、これからも、大阪・関西の持続的な成長と発展のために、様々な

角度からの専門的かつ忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○幹事（井上） ありがとうございます。

委員の皆様には大変恐縮でございますが、森下副市長は別途公務のため、この場を退席させていただきます。どうかご了承いただきますようお願い申し上げます。

ただ今、加藤委員ご出席でございます。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順に紹介させていただきます。

計画調整局長の北村幹事でございます。

同じく、計画調整局計画部長の川田幹事でございます。

それと、私、都市計画担当課長の井上でございます。この3人が幹事をいたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順番に、「会議次第」、その次が「委員名簿」、そして説明資料といたしまして、まず、条例、規程などをおさめました「大阪市都市計画審議会関係資料集」、「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」。ございますでしょうか。次に、本日ご審議いただきます予定の議案書といたしまして、まず二つの案件を関連案件として1冊の議案書にまとめてございますが、タイトルが議第152号「大阪都市計画道路の変更について」、議第153号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」、及び議第154号「大阪都市計画地区計画の変更について」。さらに「参考資料」というタイトルになっているもの。さらに、「議第154号『大阪都市計画地区計画の変更について』に対する意見書の要旨」、以上の8点でございます。

また、それ以外にご参考といたしまして、大阪市の都市計画の図面などを掲載いたしました「大阪市の都市計画」というパンフレットを置かせていただいております。お手元でございますでしょうか、ご確認をお願いいたします。ございますでしょうか。パンフレット。すみません。今最後にご説明いたしましたパンフレットに関しましては、私の間違いで、配付させていただいておりません。用意でき次第別途お手元に、後日になるかと思いますがお届けするようにいたします。失礼いたしました。

それでは、本日は新たに委員となられました方が半数以上おられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会や最近の都市計画に係る動向などにつきまして、私からご

説明させていただきます。

まず、都市計画審議会及び都市計画決定権限についてのご説明をさせていただきます。

参考として、お手元にごございます説明資料「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」を用いましてご説明いたします。

現行都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきまして、都市計画審議会を必ず置くということになっており、本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会が発足いたしました。

まず、大阪市の都市計画決定権限についてですが、資料2ページの「都市計画決定権限一覧表」をご覧ください。表の中で二重線で囲んでおります「指定都市決定」欄、及び「市町村決定」欄に丸印のあるものが、大阪市都市計画審議会の議を経て大阪市が決定できる内容となっております。具体的に申し上げますと、大阪市道や大阪府道などのいわゆる街路や都市高速鉄道などの都市基盤施設、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面的整備事業、用途地域などの地域地区など、都市計画決定権限のかんりの部分が大阪市に属しております。

次に、都市計画決定の手続きの流れについてでございますが、3ページに記載しております。基本的な流れといたしましては、都市計画案を作成いたしまして、公衆縦覧や意見書の受け付けを経た後、本審議会に付議させていただき、審議会のご承認を得たうえで、(2)の指定都市が定めることとなる都市計画については、国土交通大臣の同意が必要とされており、(3)の市町村が定める都市計画については、大阪府知事の同意のもとに都市計画として決定あるいは変更することとなります。

また、ただ今説明いたしました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令によりそれぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございますが、案件としてご審議をお願いする際にご説明してまいりたいと考えております。

最後に、最近の都市計画に係る動向についてでございますが、現在、国において、人口減少・高齢化の進行、地球環境問題の深刻化など社会経済情勢の変化を踏まえ、必要な都市機能が集約された都市構造の構築をめざした「エコ・コンパクトシティ」の実現など、今後の都市政策の方向の実現に向けた都市計画制度の見直しについて検討が行われております。

また、先ほどご説明いたしました都市計画決定権限につきましては、本年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」におきまして、高速自動車国道及び一般国道の決定権

限が都道府県から指定都市に移譲されるなど、基礎自治体への権限移譲に向けた動きが進められておりまして、来年の通常国会に「地域主権改革一括法案」として提出が予定されていると聞いております。今後の法改正などの動きにあわせまして、随時ご報告させていただきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題に入らせていただきます。

本日の審議会につきましては、議第153号につきましては、臨時委員を含めまして31人中27人の委員の方々が、その他の議案につきましては30人中26人の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

報道関係者、おられますでしょうか。もしおられましたら、この時間をもちまして写真撮影、録画、録音を終了していただきますようお願いいたします。

では、まず、本審議会の会長の選出についてでございます。

大阪市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、本審議会の会長は、学識経験者のうちから委員の皆様による互選で決定していただくことになっております。いかがいたしましょうか。どうぞ。

○正木委員 よろしゅうございますか。すみません。会長の推選についてご意見申しあげたいと存じます。会長はただ今のご説明のとおり学識経験者の中から互選で決定することになるのでございますので、私、前回から都市計画審議会の会長を務められておられ、ご経験も大変豊かでございます、また、なおかつ高いご見識をお持ちでございます村橋委員を推選申しあげたいというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○幹事（井上） どうもありがとうございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○正木委員 そうしましたら、村橋委員には引き続きの重責となりますが、どうかよろしくお願いいたします。

○幹事（井上） それでは、委員の皆様のご承認をいただきましたので、村橋委員に会長をお願いしたいと存じます。村橋委員、申し訳ございませんが、前方会長席にお移りいただけますでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、村橋会長をお願いしたいと存じます。

なお、会長に事故があった場合に備えて、大阪市都市計画審議会条例第4条第3項の

規定に基づき、学識経験者の委員の中から、会長職務代理者を会長が指名することになっております。

それでは、村橋会長、就任のごあいさつとあわせまして、職務代理者のご指名もよろしく願いいたします。

○村橋会長　ただ今ご推選いただきました村橋でございます。大阪市の都市計画審議会の会長に引き続き選出していただきまして、その責任の重さを痛感しているところでございます。

先ほど森下副市長のごあいさつにもございましたとおり、大阪市は大阪市域のみならず圏域、そして関西全体、あるいは日本全体にも大変その発展の上で貢献をされているということ、その役割を果たしておられるということを私自身もよく感じております。今後とも市長を先頭に力を注いでいただきたいと考えております。

関西に大変大きな力を、影響力を持っておられる大阪の都市計画をこれから先も進められるうえで、本都市計画審議会の役割も一層重要になってくるというふうに考えております。今後とも委員の皆さん方のご協力をいただきまして、本審議会の円滑な運営に努めてまいる所存でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、以上をごあいさつとさせていただきます。

それでは、先ほど幹事から言われましたとおり、大阪市の都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、会長に事故があります場合はあらかじめ会長の指名する学識経験者の委員の方に会長の職務の代行をお願いするということになっております。私のほうから指名をさせていただきたいと思っております。

申し訳ありませんが、角野委員を職務代理者にご指名させていただきたいと存じます。角野委員、どうかよろしくお願い申し上げます。

では、続きまして、まずちょっと座らせていただきます。申し訳ありません。

議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規定第8条の規定によりまして、檜谷委員と土岐委員をお願いをいたしたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

また、会議が円滑に進行いたしますように、委員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、先ほど幹事から報告がございましたとおり、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第152号「大阪都市計画道路の変更について」から議第

154号「大阪都市計画地区計画の変更について」までの3件でございます。

それでは、まず議第152号及び議第153号の議案につきましては、相互に関連しておりますので、その内容について幹事から一括して説明をお願いいたします。

○幹事（川田） 本審議会の幹事を務めさせていただいております大阪市計画調整局計画部長の川田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第152号「大阪都市計画道路の変更について」、議第153号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」でございますが、この2案件は東淀川区内にある阪急電鉄京都線に関するもので、相互に関連がございますので一括してご説明申し上げます。

表紙に議第152号、議第153号と記載しております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、平成6年12月に都市計画を決定し、現在、連続立体交差事業が行われています都市高速鉄道阪急京都線及び付属街路について、より安全で環境に配慮した整備の推進を図るために、その一部区間の区域を変更するものでございます。

具体的な変更内容といたしましては、平成7年に発生いたしました兵庫県南部地震、いわゆる阪神淡路大震災を契機としました耐震基準の見直しにともない、全ての施工区間におきまして、設計や工法について沿線状況を踏まえながら再検討しました結果、阪急電鉄京都線の崇禅寺駅南側付近につきまして、既決定区域の東にある柴島浄水場側へ最大で約6メートル変更するものでございます。

この区間につきましては、スクリーンでお示しいたしますとおり、現在の都市計画では現線の両側に仮線を設置し、現線のほぼ直上に高架構造物を建設する計画となっております。しかし、設計や施工工法を再検討しました結果、高架構造物が大きくなり、当初予定していたより仮線を両側へ広げる必要が生じるなど、施工時における安全性や、仮線が現計画よりも住宅地側へ接近するということによる住宅地への影響など課題が生じることとなりました。

一方で、この区間におきましては、民地買収の進捗によりまして活用可能な用地が確保されましたことから、この区間の鉄道線形を浄水場側へ変更し、課題の解消を図るものでございます。

今回の変更案とすることによりまして、施工時において仮線の踏切横断距離が約20メートルから約9メートルに短くなることから、踏切横断に関する安全性の向上が期待されますとともに、施工ヤードを浄水場側の広い空間で確保することが可能となりますこ

とから、工事の施工効率や安全性の向上が期待されるものでございます。

また、完成時におきまして、高架構造物が住宅地からより離れた場所に建設されることとなりますので、鉄道の運行にかかる騒音や振動などの住宅地への影響が軽減されることとなります。

次に、阪急電鉄京都線の線形変更にあわせまして、隣接する付属街路2路線の変更についてご説明申し上げます。

具体的には、一つ目の路線としましては、鉄道の東側に隣接して計画しております都市計画道路7・7・30阪急京都線東付属街路2号線について、鉄道の線形変更にあわせて、柴島浄水場のある東側へ都市計画区域を変更するものでございます。

二つ目の路線としましては、鉄道の西側に隣接して計画しております都市計画道路7・7・32阪急京都線西付属街路2号線について、鉄道の線形を東側に変更することにあわせて、幅員を拡幅するものでございます。

なお、本変更にとまなう新たな民有地の買収は生じません。

都市計画の変更についての説明は以上でございますが、本案件につきましては、平成22年7月30日から平成22年8月13日までの2週間、案の縦覧を行いました、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 ただ今幹事より説明のありました議第152号及び153号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご意見がございませんようですので、原案どおり可決したいと思います、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 はい、ありがとうございます。

それでは、議第152号……ごめんなさい。一つ一つ分けたほうがいいですか。

議第152号、153号ともにご異議ございませんので、じゃ一括して原案どおり可決されました。このように取り扱いさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、梶山臨時委員、ありがとうございました。

では、続きまして、議第154号議案につきまして幹事より説明をお願いいたします。

○幹事（川田） それでは、議第154号「大阪都市計画地区計画の変更について」ご説明申しあげます。

表紙に第154号と記載しております議案書、及び前のスクリーンをご覧ください。

今回変更しようとしておりますのは、「新町一丁目地区地区計画」でございます。

本地区計画では、大阪厚生年金会館のホール機能の継承に向け、1,000席を超えるホール設置を義務づけておりますが、今般、事業者との協議などもふまえ、現在の大ホール存続も含め、2,000席を超えるホール設置を義務づける地区計画へ変更しようとするものでございます。

それでは初めに、現行の地区計画の概略についてご説明いたします。

新町一丁目地区は、交通利便性の高い都心部にありますとともに、地区南側には都市計画公園新町北公園があり、緑豊かなアメニティの高い場所でございます。本地区に位置します大阪厚生年金会館は、国におきまして一般競争入札で売却することが決定しておりましたが、単純に売却されますとホールがなくなってしまうという結果が想定されました。その後、現在のホール存続を求める約15万人の署名活動や、市会での意見書決議などがなされ、本市としましては、これらの状況をふまえ、地区計画案を作成し、本審議会にお諮りし、昨年6月に都市計画決定したものでございます。

現行の地区計画では、地区の中心的な機能として、文化・芸術振興の拠点となる客席部の定員が1,000を超える「劇場」と、延べ床面積が500平方メートル以上の「集会場」の設置を義務づけますとともに、公共施設として幅員3メートルの歩行者専用通路を、また、地区施設として、地区北側に約450平方メートルの多目的広場や、地区中心に幅員約5メートルの公共的空間などを設けております。

また、建築物の容積率の最高限度につきましては、これらをふまえて、600%から1,000%に緩和しております。

それでは、今回の地区計画の変更案につきまして、主な変更点をご説明いたします。

まず、地区計画の区域でございますが、地区周辺との一体的な開発を行いますために、北西部にある区域を一部追加し、区域の拡大をいたします。

次に、議案書3ページにあります「土地利用に関する基本方針」につきましては、土地利用計画が具体化してきたことから、文化・芸術振興の拠点として、文化施設を中心とした複合施設を設ける地区をA地区とし、高い交通利便性や豊かなアメニティーなどを活かした居住機能などの導入を図る地区をB地区として細区分いたします。

議案書 4 ページにあります「建築物等の整備方針」につきましては、A 地区に設置して適切に機能維持を図ることといたします劇場の客席部の定員につきまして、大阪の文化・芸術振興の拠点としての意義を勘案し、1,000を超えるものから2,000を超えるものへと変更いたします。

議案書 5 ページにあります「地区施設の規模」につきましては、地区の北西部に設置します多目的広場につきまして、周辺地域にも貢献するよう、約450平方メートルから約750平方メートルへと拡大しますとともに、公共的空間について、地区の細区分をふまえ形状を変更し、延長を約60メートルといたします。

また、「建築物の用途の制限」につきましては、建築物の整備方針と同じく、A 地区に設ける劇場の客席部の定員は2,000を超えるものへと変更いたします。

「建築物の容積率の最高限度」につきましては、現行の地区計画では敷地全体を対象として1,000%としておりますが、今回、大阪の文化・芸術振興の拠点としての機能を確保しながら、かつ土地の高度利用を図ることが可能なよう、A 地区について300%、B 地区について1,700%といたします。

なお、現行の地区計画で定められた建築可能な床面積につきましては、区域拡大による影響を除くと、新たに増加させるものとはなっておりません。

また、各地区においてまとまった規模の開発を誘導するため、敷地面積の最低限度について5,000平方メートルから2,000平方メートルへといたします。

「壁面の位置の制限」につきましては、A 地区は現ホールが敷地境界とほぼ同じ位置に存在していますことから、制限は設けないこととします一方で、土地の高度利用を図る B 地区では、周辺環境に配慮して2メートルから5メートルへと変更いたします。

以上が主な変更点でございます。

次に、事業者との主な協議経過についてご説明いたします。別冊の「参考資料」をご覧ください。

平成21年6月に現在の地区計画を策定しました後、10月に国による入札が実施され、事業者が決定いたしました。事業者の決定を受け、地元町会などの皆様より2,400席の現大ホールの営業継続や、ホール建替え時の2,000席の確保などの要望が出され、本市としましても事業者に対し、これらの要望の主旨をふまえ検討するようお伝えしますとともに、地元町会等から事業者にも直接要望がなされました。

その後、参考資料 2 ページにございますように、事業者が現在の大ホールを解体する

ことなく、平成23年秋頃をめどに耐震性や耐久性、機能・アメニティ、音響舞台性能等を向上させた新たなホールとして再開業するとともに、敷地西側については分譲マンションとするという具体的な土地利用方針を決定し、地区の細区分と容積率の配分、一部区域の拡大など地区計画の変更を行いたい旨の申し出がありました。

本市としましては、大阪の文化・芸術振興の拠点としての意義を考慮し、大ホールの存続・建替えを問わず、建替えする際には2,000席を超えるホール機能を確保することや、引き続き多くの市民が利用できるような施設の運営を行うこと、また、マンション敷地について、周辺にも貢献する多目的広場の拡充や壁面後退を行うこと、日照、風環境・交通量など周辺環境への影響を検討することなどを指摘し、事業者による検討を求めました。

その後、2ページ下段にありますように、事業者からそれぞれの指摘事項についての適切な対応策が示され、本市としましては3ページにありますように、文化・芸術振興の拠点となる2,000席を超える劇場の将来にわたる確保がなされますとともに、マンション敷地における多目的広場の拡充や壁面後退が行われるなど、周辺にも配慮した計画となっていることから、今回の地区計画の変更案について都市計画手続きに着手したものでございます。

変更案の内容についての説明は以上でございます。

次に、平成22年10月8日から平成22年10月22日にかけて案縦覧を行いましたところ、別冊としてお手元にお配りしております「意見書の要旨」にございますとおり、意見書の提出が2通4名の方々からございましたので、その要旨と本市の見解を述べさせていただきます。

まず、一つ目の意見書の要旨は6点ございます。

1点目は、計画変更の文書の齟齬として、耐震補強等による改築は建築とは言わないという主旨のものでございますが、建築基準法第2条に「建築」とは「建築物を新築し、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。」と定義されており、増改築等も「建築」に該当いたします。

2点目は、席数増加と引き換えに付近住民がなくなるものとして、超高層マンションが建設されることにより周辺への落下物の脅威、圧迫感、威圧感等の影響が大きく、生命の危機であるという主旨のものでございます。

本市の見解でございますが、土地の高度利用を図るB地区につきましては、地区周辺

の開放感や快適性などを高めるため、地区北側に設置する多目的広場を450平方メートルから750平方メートルに拡充しております。また、この多目的広場を設置することにより、道路を挟んだ北側街区までの離隔距離は25メートル程度確保されることとなります。また、北側隣接地に対しましても、多目的広場と連続する幅員約5メートルの公共的空間を設けることによりまして、一定の離隔距離を確保いたしますとともに、西側の街区からの離隔距離を確保させるよう、壁面後退を2メートルから5メートルに変更するなどの配慮を行っております。

また、落下物対策につきましては、植栽や落下防止庇の設置など、必要な安全対策が実施される予定となっております。

さらに、都市計画変更手続きに際し、想定される建物規模や配置をもとに、日照・風環境等の環境上の影響について検討を行っております。具体的には、日照につきましては、当地区は商業地域であるため地区周辺に日影規制は指定されておりませんが、B地区において、道路を挟んだ北側街区には終日日影を落とさない結果となっております。これは本市の第一種住居地域、指定容積率300%の地域におきます大規模建築物の事前協議制度の指導内容にも相当しており、具体的な建築計画に際してもこれを実施することとしております。

また、周辺の風環境に与える影響について数値シミュレーションを行いました結果、植栽等の対策を適切に講じることによりまして、現況と同程度の風環境を確保できるという結果を得ております。

このように、周辺環境に配慮した計画になっていると考えており、今後の具体的な建築計画の協議に際しましては、こうした対策が適切に実施されるよう指導してまいりたいと考えております。

3点目は、耐用年数間近の会館に新築と同額をかけて保存させる意義に対する疑問として、現ホールの耐用年数は残り少なく、再建築が担保されていないという主旨のものでございます。

本市の見解でございますが、本地区計画及び建築条例により、A地区では建替えを含み、将来にわたり客席部の定員が2,000を超える劇場の建築が義務づけられることとなります。また、事業者は耐震性向上のための耐震補強に加えまして、耐久性向上のためのコンクリートの中酸化防止対策を行いますとともに、機能・アメニティ、音響舞台性能等を向上させた新たなホールとして再開業し、相当期間にわたり活用することを予定

しておりますが、将来、建替えを行う際には、本地区計画に基づき2,000席を超える劇場を建設し、適切に運営管理することとしております。

4点目は、市民の生命と伝統文化との軽重として、生命の尊さは地球より重く、生命に勝る文化はないという主旨のものでございます。

本市の見解でございますが、先ほど2点目の意見に対する見解でも申し述べましたように、大阪の文化・芸術振興の観点から、現在の大ホール存続も含め2,000席を超える劇場機能を確保しますとともに、周辺環境に十分配慮しながら土地の高度利用を図り、質の高い都市機能の集積を図ろうとするものでございます。

5点目は、事業進行に対する不信として、付近住民に対しても事業者からの事業計画の開示がない中、大阪市は地区計画の内容をどのように判断したのかという主旨のものでございます。

本市の見解でございますが、地区計画の策定経過につきましては、先ほど参考資料でご説明しましたように、地元町会等からの要望をふまえ事業者が検討を行い、具体的な土地利用方針を決定し、地区計画の変更の申し出が行われたものでございます。それに対して、本市としましては、将来にわたって2,000席を超えるホール機能の確保や周辺地域への配慮などを指摘し、こうした内容について事業者から適切な対応策が示されたことから、原案を作成したものでございます。

なお、具体的な詳細の建築計画につきましては、今後関係法令等もふまえ、事業者が詳細検討を行うとともに、「建築計画の事前公開に関する指導要綱」等に基づき、事業者から近隣住民等に対して十分に説明することとしております。

6点目は、現場の現状としまして、現場では解体工事と会館改修工事が既に着手しており、都市計画決定前から違法な手順で事業が進捗しているという主旨のものでございます。

本市の見解でございますが、現地で実施されている作業は施設の一部解体工事と建物の調査であり、これらは地区計画の変更や建築確認をとまなわなくとも適法に実施できるものでございます。今後、都市計画決定がなされましたら、事業者において建築基準法等の各関係法令による手続を行った上で、耐震改修等の工事に着手されるものと考えております。

続きまして、二つ目の意見書でございますが、この意見書の主旨は、地域住民に与える急激な住環境の変化について考慮がなされておらず、「地域にマッチした、都市空間

の合理的な利用と調和」をキーワードとした計画原案の見直しの検討を望むというものでございます。

その理由としまして、超高層建築物によって落下物の脅威、圧迫感、威圧感等が生じ、敷地北側・西側の住民にとって住環境が激変するなど、地域住民の生活環境に配慮することを忘れた計画であるということ、また、新築することにより、市民等は100年間にわたり会館からの恩恵を受けることができるが、既存の会館は新築に比べ耐用年数が少なく、また原案ではホールの再建築が担保されていないということなどが挙げられておりますが、こうした点につきましては、1通目の意見書の第2点目から第4点目に関する本市の見解で述べたとおりでございます。

その上で、具体的なお意見といたしましては大きく2点ございまして、1点目は、現会館は解体した上で敷地西側に会館を新築し、敷地東側に公共広場を配置し、敷地中央にタワーマンションを建設すべきであるという主旨のもの、2点目は、代替案へ至るためには住民参加による都市計画手続きが必要という主旨のものでございます。

1点目の、現会館は解体した上で敷地西側に会館を新築し、敷地東側に公共広場を配置し、敷地中央にタワーマンションを建設すべきであるという主旨の意見に対する本市の見解でございますが、本意見でタワーマンションが位置する敷地中央は、北側の土地に直接接することとなりますため、日影等の周辺環境への影響が大きくなるなど課題が大きいと考えております。今回の地区計画変更案では、事業者とも協議しながら多目的広場を450平方メートルから750平方メートルに拡充しますとともに、多目的広場と連続する幅員約5メートルの公共的空間の形状を変更することなどにより、道路を挟んだ北側街区や北側に直接隣接する敷地などの周辺環境などに配慮しながら、土地の有効利用を図る計画としております。

2点目の、代替案へ至るためには住民参加による都市計画手続きが必要という主旨の意見に対する本市の見解でございますが、地区計画の案の作成にあたりましては、まず区域内の土地所有者等の意見を求める原案縦覧を行い、その後作成した案につきまして、地域住民を含む一般市民に対し縦覧を行いますとともに、意見書を提出する機会を設けてございます。

提出された意見書につきましては、都市計画審議会にその要旨を提出し、ただ今ご説明しておりますように、意見書に対する本市の見解を述べさせていただいた上でご審議いただくこととしており、今回もこうした都市計画手続きを適切に実施しているところ

でございます。

以上が意見書の要旨と本市の見解でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

○村橋会長 ただ今の議案につきまして、これから審議に入りますわけでありましてけれども、都市計画案の縦覧に際し意見書を提出された方2名から、審議会あてに意見陳述の申し出が出ております。つきましては、先ほど説明がありました「大阪市都市計画審議会関係資料集」の中の運営規程第9条第3項に基づきまして、これら2名の方の意見陳述をそれぞれ5分以内で、非公開で認めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。ご意見伺います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 はい。異議なしということでございますので、そのように取り扱うように、意見陳述者に事務局からお伝えいただくようにご指示をお願いいたします。

○幹事（井上） では、これより陳述の手続きを開始いたしますが、傍聴の皆様方、報道機関などの皆様方につきましては、非公開による意見陳述でございますので、大変お手数ではございますが、事務局ご案内いたしますので、一旦ご退室をお願いいたします。

（意見陳述）

○村橋会長 それでは、審議を進めさせていただきます。

議第154号議案につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○稲森委員 市会議員の稲森豊でございます。実はこの計画につきましては、前回の、去年の6月25日にも本委員として議論させていただきました。今回、計画変更が行われたのですけれども、1年数カ月で、これは中身は微調整ではなしに大きな変化と私は感じただけであります。この計画が成立した経過については先ほどご説明ございましたので、これはもう省略したいと思うんですけど、まず当初計画と大きく変わる点というのは、敷地を2分割すると。ホールは改築手法を取り入れたために、キャパを1,000から2,000以上にするという、こういうふうな感じですね。そして、容積率の移動が行われる。これも大きな特徴ですけれども、まず最初にこの容積率移動というそういう手法、これがどういった法的根拠を持って行われるのかお聞きしたいと思います。

○村橋会長 はい。

○幹事（井上） 幹事の井上でございます。本地区計画につきましては、都市計画法第12条の5第3項に定めます再開発等促進区として都市計画に定めるものでございまして、

再開発等促進区を定める地区計画では、容積率の最高限度は用途地域に関する都市計画に定められている容積率にかかわらず、制限の緩和についても定めることができるようになっておりまして、また、地区ごとに異なる容積率を定めるなど詳細な指定ができることになっております。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○稲森委員 私もこういう容積率移動ということで、東京の丸の内も私見てまいりまして、あそこ特例容積率というそういう手法でかなり広範囲にやられてるんですけど、今回は今言われたように建築基準法第68条3、都市計画法第12条5の3ですね、これを適用されて、再開発等促進区とこういう概念でもって容積率移動を行うという、この制度ですね。もともとどういった目的で、これが新しい、これは平成14年に新しく計画法も建築基準法も改正されておりますんで、その法の趣旨と、これ行うときの条件というんですかね。そういうのはどういうことなんでしょうか。

○村橋会長 はい。

○幹事（井上） 幹事の井上でございます。再開発等促進区を定めます地区計画でございますが、都市の良好な資産の形成に資するプロジェクトなどを誘導いたしまして、公共施設等の整備を行うことによって、地区単位できめ細やかなまちづくりを誘導し、土地の高度利用と都市機能の増進を図るために定めるものでございます。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○稲森委員 言葉だけを見れば非常に抽象的で、良好な都市機能と言われてるわけですけども、次にお聞きしたいんですけれども、もともとの昨年の6月25日に確定した地区計画、これは土地利用に関する基本方針、一番根本的な方針ですけどね。そのときには複合的な都市機能を導入を図ると、こういう中身になっていたと思うんですね。ところが、今回居住機能の導入と計画を変更されたわけであります。

私もこの決められたときの平松市長のコメント、それとオリックスさんのプレスリリースということでこういう、インターネットで流されてますんでね、そういう中身も読ましていただきました。実は私も、厚生年金ホールというのは非常に有効な施設で、私もしょっちゅうあそこ見に行かしていただいたんで、何とか2,000キャパということでこの場で主張さしていただいて、これが取り入れられたということで、平松市長も飛び上がって喜んだと、そういうコメント発表されてますわ。これからは行政的な手続の問題では協力させていただきますという、そういう市長コメントもあったわけですけど

も、ここ、この今回の計画で、本来もこれ建築基準法施行令第1条で1敷地1建物って、これはもう原則ですわな。ですから、当初の大きな敷地、分割する前でしたならば1,000%、こういうことですけど、今回B地区とA地区に分けて容積率を上乗せする、1,700%。これは土地の、B地区の土地を最大限利用されるということで、超高層のマンションを建てることを目的としたわけですけども、この超高層になるかどうかというのは、ちょっと計画調整局に聞きますと正確にはこれからの計画ですと言われてますし、今のお話ではもう既存の事実としてもう53階という、そういう計画があるんですけど、実際大阪市としては、現在このマンションの計画についてどの程度まで把握されてるんでしょうか。

○村橋会長 はい。

○幹事（井上） 幹事の井上でございます。詳細な建築計画につきましては、関係法令との整合も図りながら、今後、事業者が決定されるものと思いますが、都市計画決定に必要な建物の規模でございますとか配置につきましてはお伺いしておりまして、概ね容積対象の延べ床面積が約7万平方メートル、高さについては約200メートル程度と聞いております。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○稲森委員 それで、今例えば1,700%というこの容積率ですね。これはB地区は敷地面積0.5ヘクタールですから、例えば建ぺい率50%で建てたならば34階建てが可能ですね。40階建てとすれば42階が可能だと。ちなみに、一つの先例としてオーク200、港区弁天町の前に建っている4番街というのが、ちょうどこれ同じ0.5ヘクタールで建てられていまして、それに匹敵する規模だと思うんですね。これが建てられることが再開発等促進区の趣旨であります都市機能の増進に貢献するという、こういうマクロ的な効果というのはどうなのかと。検証ですね。

それと、私もやはり、先ほども陳述がありましたけども、開発者は少しでも土地を効率的にしたいということで、土地の利用の願望という、これは私的な要望は当然あると思うんですけど、やっぱりこういう私的な要望に沿って都市計画法をあと追認していくというのは、これは都市計画法の精神にも相反すると思うんですね。

ところで、今回今お聞きしますけど、こういった手法が平成14年以降再開発促進区の制度でもって容積率移動をされた建物、あるいは50階以上で200メートルという建物がどれだけ大阪に現存するんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○村橋会長 はい。

○幹事（井上） 井上でございます。この計画と同様に、再開発等促進区を定めます地区計画におきまして容積を地区ごとに決めている適用事例でございますが、北浜一丁目地区地区計画でございますとか、中之島三丁目中央地区地区計画で、そういう容積率の緩和とあわせて地区を細区分してそれぞれ容積率を設定した事例がございます。

北浜一丁目地区地区計画では、大阪証券取引所旧資料館の保存・再現を図るとともに、地域の活性化につながる都市機能の導入と必要な幹線道路や歩行者空間などの公共施設の整備を行うものでございますし、中之島三丁目中央地区地区計画は、中枢業務地機能の充実と地区の特性を生かした緑豊かなオープンスペースの確保でございますとか歩行者ネットワークの形成などを図るものでございます。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○稲森委員 少し長くなって申しわけない。私も実はこの計画お聞きして、意見書もかなり緻密に読ませていただきました。現場も見てきたんですよ。この平面図だけでわかりませんから、立体的にどうかということですね。

そこで感じたわけですが、一つはこれ大阪市の消防年報というのがありまして、大阪市内でどれだけの高層住宅がというか建物が建てられているかということでいいますと、もう40階以上というのはほとんどないんですよ。だから、まれなる建物であると。しかも、これは住宅、マンションですからね。だから、これが本当にこの先ほどの建築基準法68条の3の趣旨であります都市機能に貢献するかということについては、これはちょっとやっぱり、筋違いとまでは申しませんがそぐわないんじゃないかということを感じたわけでありまして。

今の説明では、これですね。大阪市としてはこの開発事業者に対するインセンティブでしょうね、これは恐らく。これは当然だと、当然私も理解できるわけです。本来大阪市の整備しなけりゃいけない公共ホールを私が提供すると。なおかつこれを地区計画で規定するという、画期的な前回の計画だったと私も評価してるわけですけどね。しかし、この地域はもともと容積率600%だったんですよ。これは前回もこの地区計画のときに1,000%へと66%の上積みをしてるわけですね。土地利用の有効面積を66%上積みって、物すごい開発者にとっては利益になると思うんですけども、これいわゆる6割以上の割り増しの利益を供与してるわけですね。これに加えて今回の計画変更、どう考えても過剰な特別サービスと私は感じました。

実際あの周辺私見せていただきまして、西側には恐らく20階建てででしょうかね。マンション、分譲マンションございます。北側には10階建てのマンション。ほかもほとんど一般の事業所であるとか住宅ですんで、ここにオークビルのような200メートルのビルが建つということがどういった調和、まちの景観なり与える影響というの、これはきちんと検証しなきゃいけないと思う。

最後にもう意見だけ申しあげたいと思いますけど、私はこの計画というのはやっぱり過去の経過を考慮しなければやっぱり判断は間違うと。なおかつ、この意見書の中身というのは極めて専門的で精緻な意見書ですんで、これに対するやっぱり対応次第では、本委員会のいうたら権威の問題ありますんで、きちんと答えていかなければまずいなと思います。

そして、当初の地区計画は建物用途だけじゃなしに規模までも指定するということで、本当にこれすばらしい案でありました。それでもって、その第1案については、地元の方々も文化関係者の方々もそれは大きく評価されてるわけですね。私もそれはもう非常にすばらしいということで評価させていただいたわけですけど、今回の計画はやはり質が大きく変わったと私は感じております。調和を乱す、周辺への圧迫感も大きいということですね。

例えばあのオークビル、どうでしょうかね。恐らくあの周辺というのは、少なくとも落下物が周りに危害及ぼすようなことになってないと思います。先ほどの二つのもう既に施工されてるところもそうはなっていないと思いますので、そういった面でこれはおかしい、ちょっと周辺の影響ということを軽視してるんじゃないかと思うんですね。

それと、今度の容積率移動もあえてこういう手法を提案して、1,700%というのを、これも過剰サービスだと感じるわけですけども、そこで、私はこの提案を評価する視点として二つ考えております。私はですね、個人的に。まず、経過にある厚生年金ホールと地区施設の継続という、この願いは反映されなきゃいけないと。第1回目の計画出されております。これは大事であります。

二つ目は、やはり都市計画法や建築基準法の問題ですね。それと、これはもう集団規定の問題ですけども、これをクリアしなきゃいけない。同時に、周辺の皆さん方の合意を得なければ、いかにこれが合法的だとか大阪市の都市機能に貢献するんだといっても、実際的に周りの方が合意できないようなことって、これはもう全く説得力を持たないと思うんですね。そういった面では、前回の案というのは2点をクリアしていたんじゃない

いかと私は思うわけであります。関係者の協力があつたと思うんですね。

そういった面で、ぜひともこの計画案は改めて再検討願いたいと。本当にこれが必要なら現地まで見ていただいて、周りの方の声もお聞きして、意見陳述の方もまだまだ言いたいことございますんで、ここで決めてしまうというのは拙速だと私は思うんですね。そういったことで、この地区計画は認めないと拒否するというんじゃないんですけど、やはり現状では容認できないと。再検討を求めたいと思います。

○村橋会長 はい。ほかにご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○足高委員 今、稲森委員さんのほうからB地区とA地区のうちB地区を主にお話をいただきましたんで、私のほうはA地区の、先ほど来稲森委員さんもおっしゃっているように、文化的なこの施設はご承知のように15万人の署名を集め、また市会のほうも意見書をつくって、大事だということでここまできたわけでございます。

その中で、このホールがそうなんですが、いろいろ今日の参考資料も見せていただいても、しっかりと今の分を改修しながら活用したいということで、2,000席を確保していただけると。非常にいいことなんですけど、それからその次の、万が一建替えがあっても同じように2,000席はカバーをしていただけるということで本当にすばらしいかなと思ってるんですけど、この参考資料の平成22年5月の指摘事項に対す事業者の対応の中で、下から丸ちょうど二つ目、マンション敷地での壁面後退を2メートルから5メートルへ変更するところ書いていただいているから、稲森委員のおっしゃったB地区のほうはそれなりにセットバックができてるのかなと思うんですけども、肝心のこちらの大ホールのほうはそのまま使いますから、やはり周りがかなりセットバックすると、それを見ると建物そのものがつぶれてしまいますから、そこで全然セットバックないんですけども、これは将来的にもこの書いてへんということはセットバックをしないということなんですか。私はやっぱり将来的には、やっぱりB地区と同じようにきっちりとセットバックをして、歩行者空間であるとか住民のたまり場ですね、その辺をしっかりとつくるのが大事ではないかと思うんですけど、まずその点お聞かせいただけますか。

○村橋会長 はい。

○幹事（川田） 今ご指摘いただいた点でございますが、2,000席を超える大ホール機能を確保するという、これは市民とそれと市議会の決議もございましたように非常に要望も強かったものでございまして、今回このホールを存続するということの経過は、私どももそれは意義深いものと考えております。

ただ、今回既存のホールを使うということで、本地区計画におきましてはA地区におきましてセットバックは設けておりませんが、将来ホールを建替えるということの際には、ご指摘の歩行者空間、セットバックを確保していくということが非常に重要だと考えております。将来の建替えの際には、事業者が西側のB地区のセットバックとも整合をとって、適切な後退を行って、連続した歩行者空間が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○足高委員 そういう形でセットバックは大事なんですけど、それ以外に、これ耐震とか音響性能の向上で、このホール自体を、今のやつを、今大分くたびれてますからそれをよくしようというのはよくわかるんですけど、やっぱりそれだけではいかないので、やっぱり本来ホールに、2,000席もあるホールは実は非常に少ないですね。天王寺でも変な話ですけど1,000席のホールしかありませんから、そんなにたくさんの方々をそれこそ日本国中から呼ぶような催しはできませんけど、そういうのができる場所ですからしっかりとやっていただいたら結構ですけども、やはりそのときに、単にそこに見に来はる人だけでなしに、やっぱり地域還元ではありませんけど、地域の方々がやっぱりそこで出えへんでも、その近所でいろいろゆったりと散策できたりとかあるいは休憩したりとか遊びに来れたりとか、あるいはその近辺で、あるいはその中で食事ができるような、そういうものを何かつくってあげたら、ちょっとでも地域の皆さんとの触れ合いが、建物そのもの、文化そのものが触れ合っていくんではないかなと思いますので、その辺もひとつ今後の検討だと思いますけど考えていただいたら結構かと思います。

以上で終わります。

○村橋会長 はい。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○上甫木委員 初めての参加なのでちょっととんちんかなことを言うかもしれませんが、先ほどいろいろ意見書にあったように、やはり地元の方への理解というのは非常に重要な意味があると思います。まさに足元を見てやっていかないとと思うんですけど、一つ気になりますのは、南のほうに新町北公園ってございますよね。多分この将来像を考える上では、北公園との一体的な再整備みたいなものもあわせて考えていく必要があるんじゃないかなという気がありますので、一つはそのあたりとの関係をどういうふうにとらえられているかということ。それから、もう少し具体的にいいますと、セットバックということで2メートルから5メートルに広げられたと。それは一定程度西側住

民、あるいは北側住民への配慮ということがあると思うんですけども、南側も一様に5メートル広げられてるわけですね。セットバックすることは非常に意味があると思うんですけども、そのあたりは、要するに西側は居住者がいてると。それから南側は公園が隣接してるということであれば、隣接環境が違うことによって少し壁面後退の考え方というのも少し考慮する可能性もあるのかなと。そうなってくると、例えば南側の分を西側に寄せることによって壁面後退を少し多くすると。そのことが、例えば植栽計画もかなり大木というかが例えば導入できるとか、あるいはそういう緩和の措置ができますので、高層への威圧感であるとかあるいは安全性の対策とかいうのもより強固にとれるんじゃないかなという感じがいたします。

そのあたりについて少し、南側の公園も含めた考え方ということについてちょっと補足的に説明を願えればありがたいと思います。

○村橋会長 はい。

○幹事（井上） 幹事の井上でございます。南側の都市計画公園との関係でございますが、計画書にも一部新町北公園及び既存道路との連続性に配慮した歩行者専用通路を南に整備するとか、南側の公園を意識した記述も出ておるんですが、大阪市のほうでは政策推進ビジョンというのを定めておりまして、パークフロントまちづくり、公園を生かしたまちづくりというのも一方で進めております。今後の検討となりますが、今回の中で公園との一体的なあり方についても一つの検討材料だというふうに考えております。

今、南側の5メートルのセットバックについてでございますが、その南側の公園との関係もございますが、ホールへの歩行者動線の確保でございますとか、あるいは、先ほどもご議論ございました人のたまりの問題とかもございまして、今回そういう配慮から5メートル確保させていただいたものでございます。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○角野委員 いいですか。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○角野委員 今回の変更が都市の文化機能を維持していくという意味で、A地区の2,000席の確保のために検討された案であって、容積移転等々、あるいは周辺の環境の配慮もそれなりにお考えになったのかなという気はするんですが、参考までにお聞かせ願いたいんですけども、そういう条件のもとで1,700%の集合住宅を建てるということですね。タワーマンション。分譲でなおかつ1,700%の集合住宅を建てていくということに

ついて、何らかの案を作成の段階で意見交換があったのかどうかということについて。つまり、市内にはたくさんのタワーマンションができておりますけれども、やはり1,700%というのは、これは住宅として見たときに、オフィスというより住宅として見たときにかなりの密度になるわけですが、そのあたりの議論はあったのかなかったのかお聞かせください。

○村橋会長 はい。

○幹事（井上） 井上でございます。本市におきましては、総合計画におきまして都心機能整備エリアというところでは、土地の高度利用を図りながら業務、商業だけでなく文化、集客、居住機能等の集積を高度利用で図りまして、それらが相乗効果を発揮して総合的な市街地の形成を進めるというふうなことにしております。その辺の観点で、今回文化施設とあわせて居住機能の確保を図ったというものでございます。

○村橋会長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議第154号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 はい。異議ありということでございますので、採決といたします。

議第154号議案につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○村橋会長 はい、ありがとうございました。挙手多数でございますので、議第154号議案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の審議は終了いたしました。

決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きを行わさせていただきますと思います。

それでは、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時30分

大阪市都市計画審議会委員 檜谷 美恵子 ㊞

大阪市都市計画審議会委員 土岐 恭生 ㊞